

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和3年1月15日
発信課	経済部旭川市旭山動物園
担当者	鈴木 大介
連絡先	電 話 0166-36-1104
	F A X 0166-36-1406
	E-mail zookoho@city.asahikawa.hokkaido.jp

分 類	イベント・行事 <input checked="" type="checkbox"/> 募集 契約・入札 会議・説明会 その他
発表項目（行事名）	旭山動物園内自動販売機設置者選定プロポーザルの参加者募集について
概 要 （趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。）	旭山動物園では、来年度夏期開園からの動物園内自動販売機設置者を公募型プロポーザル方式により募集します。 詳細は別紙のとおり。
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 （公募文）
報道（取材）に当 たってのお願い	
備 考	

旭山動物園内自動販売機設置者選定について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加者を募集します。

令和3年1月15日

旭川市長 西川 将人

1 担当部局

〒078-8205 旭川市東旭川町倉沼11番地の18

旭川市経済部旭山動物園

電話 0166-36-1104

FAX 0166-36-1406

e-mail zookoho@city.asahikawa.lg.jp

2 募集の概要

(1) 設置者数 最大3者まで

(2) 予定箇所 11箇所

(3) 設置台数 最大30台（設置者数により台数は変動）

(4) 設置期間 令和3年4月19日から令和4年4月18日までとする。

※原則として各年度の3月31日までに更新手続を行い、毎年2月中旬までの設置状況等を考慮し、特に支障がないと認められた場合は、設置期間を更新する。

※設置期間の更新は、最大で2回までとする（最長で令和6年4月18日まで）。

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

(1) 旭川市内に営業拠点又は後述するメンテナンスを代理することが可能な相手方を有していること。

(2) 市内において清涼飲料水等の自動販売機のメンテナンス（商品供給、売上管理、トラブルサポート、空容器回収処分など）を含めた設置・管理実績（おおむね、市内一円で年間15台以上、3年以上継続）を有する法人であること

(3) 市町村税（東京23区は都税）、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は暴排条例第7条に規定する暴力団関係者若しくは暴排条例第12条に規定する行為をしていると認められる者でないこと。

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそれら団体に属するものではないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225条）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(8) 手続及び設置運営上必要となる諸費用や売上に応じた協力金等の支払いが可能であること。

(9) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

4 実施要領等の交付期間及び方法

旭山動物園内自動販売機設置者選定プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」とい

う。)の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和3年1月15日(金)から令和3年2月5日(金)までの午前9時から午後5時まで

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか、旭山動物園ホームページからのダウンロードにより交付する。

ホームページURL <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/asahiyamazoo/>

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和3年2月5日(金)午後5時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和3年2月20日(土)午後5時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 設置候補者の特定

旭山動物園内自動販売機設置者選定プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて設置候補者を特定する。

8 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(3) 参加表明及び企画提案等本プロポーザルに係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された書類は返還しない。

(5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(6) 詳細は実施要領等による。